

訪問介護における「散歩」の取り扱いについて

渋川市保健福祉部高齢福祉課

平成21年7月24日付厚生労働省老健局振興課事務連絡「適切な訪問介護サービス等の提供について」において、訪問介護員等の散歩の同行についての取り扱いが示されたことに伴い、本市では、標記取り扱いを次のとおりとする。

1 位置付け

訪問介護の介護報酬算定の対象となるサービス行為ごとの区分及び個々のサービス行為の一連の流れを例示した「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分について」（平成12年3月17日付老計第10号）では、「散歩」は位置付けられていない。

したがって、単に散歩を訪問介護のサービスとして位置付け、報酬算定を行うことはできない。散歩が報酬算定の対象となるのは、老計第10号において、1-6で定められた「自立生活支援のための見守りの援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）」として、利用者の状態の改善につながるものであると位置付けられる場合に限られる。

- (1) 単に趣味嗜好により行う散歩でないこと
 - ・「閉じこもりの改善」「認知症の周辺症状の緩和」等の明確な目的がある。
- (2) 「他の介護サービスを受けることが困難」「他のサービスでは目標の達成が困難」「他のサービスの回数を増やすことが困難」等の理由があること
 - ・「閉じこもりの改善」等、前記の目的は、通所介護や通所リハビリテーション等により、解決できることが多く、サービス利用の優先順位としてまず、それら他の介護サービスの利用を優先する。
- (3) 家族やインフォーマルサービスによる援助が困難であること
 - ・援助ができる家族や地域の生活支援等があれば、原則として、それらを優先する。
- (4) 利用者の日常生活を維持する上でも必要であり、自立支援・ADLや意欲の向上の観点から有効であること
 - ・花見やイベントの参加等は、報酬算定の対象とならない。
- (5) 安全の確保の観点から、常時介護できる状態での見守りが必要であること
 - ・自ら散歩をする場合で、杖歩行などにより安全が確保できると判断される場合は該当しない。
- (6) 医療リハビリの一環（歩行訓練等）ではないこと
 - ・運動療法に位置づけられるものであれば医療系の専門的技能を必要とするため、訪問介護として算定することは不適切である。
- (7) 散歩介助をケアプランに位置づけた場合、その効果を一定期間ごとに評価し、課題の解決に向けて最善の方法か否かを検討すること
 - ・他のサービスへの移行や家族対応の可能性等、一定期間ごとに検証を行う。

2 適切なケアマネジメントの実施

介護支援専門員は、利用者の状況から散歩を訪問介護のサービス提供として行うことが必要と判断し、ケアプランへの位置付けを行う場合は、以下により適切なケアマネジメントを行うこと。

(1) ケアプランへの記載

当該利用者のケアプランに次のことを必ず記載すること。

ア 適切なアセスメントに基づく利用者の状況から、訪問介護におけるサービス提供として散歩を位置付けることが必要な理由

イ 他の介護サービス等によるサービス利用ができない理由

ウ 具体的なサービス内容と所要時間

(2) 総合的な判断

サービス担当者会議を開催し、利用者の心身への負担、安全面への十分な配慮等について本人や家族の意向及び各サービス担当者や医師等の意見を踏まえ、必要性や効果等を総合的に判断すること。

(3) 適切な所要時間の設定

利用者の状況等から適切な所要時間を検討しあらかじめ設定しておくこと。

なお、報酬算定の対象となる場合は、身体介護による算定となるため、20分以上の所要時間が必要であるが、必要以上の長時間の設定は想定されないことに留意すること。

(4) 実施状況の確認と検証

散歩のサービス提供導入後は、当該サービスの実施状況を確認し、継続の必要性や効果を検証するとともに、他のサービス利用への移行についても検討すること。

(5) 記録の保管

介護支援専門員は、ケアプラン等に当該サービス提供が必要と判断した経緯を記録し、必ず保管すること。

3 市への確認

(1) 介護支援専門員は、当該サービスを位置付ける場合、別紙相談票に当該サービスが必要と判断したことが分かる資料(ケアプラン等)を添えて市へ提出する。

(2) 市は、提出された資料により、適切なケアマネジメントが行われているか確認する。

(3) 市は、当該サービスが必要と認められる場合、相談票の写しに収受印を押印し、介護支援専門員に送付する。なお、当該サービスが必要と認められない場合は、その旨を介護支援専門員に通知する。